

北里大学自己点検・評価委員会規程

平成 4年 3月14日制定
平成 6年 3月11日改正
平成 7年 3月10日改正
平成13年 7月 1日改正
平成14年 4月 1日改正
平成15年 4月 1日改正
平成15年 9月19日改正
平成16年 9月17日改正
平成19年 4月 1日改正
平成20年 4月 1日改正
平成25年 1月 1日改正
平成26年11月21日改正
平成28年11月 1日改正
平成29年 4月14日改正
2019年 8月 1日改正

(設置)

第1条 内部質保証に係る自己点検・評価規程第4条に基づき、学部長会及び大学院委員会の下に北里大学自己点検・評価委員会(以下「全学委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 全学委員会は、次に掲げる業務について協議策定し、学長・副学長会議、学部長会及び大学院委員会に答申する。

- (1) 自己点検・評価の実施に関する基本事項(基本方針、到達目標、点検・評価項目、実施時期、実施体制等)
- (2) 自己点検・評価の統括及び結果の報告に関する事項
- (3) 自己点検・評価の結果の公表及び活用に関する事項
- (4) 公益財団法人大学基準協会が行う大学評価(認証評価)の申請及び対応に関する事項
- (5) その他外部評価及び第三者評価に関する事項
- (6) 自己点検・評価の結果(認証評価等の指摘事項を含む)に基づく全学及び学部等の改善に関する事項(改善計画、改善方策、改善状況の管理等)
- (7) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 全学委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 点検・評価室長（副学長 点検・評価担当）
- (3) 学部長、研究科長、学府長及び一般教育部長
- (4) 高等教育開発センター長
- (5) 北里大学教育委員長
- (6) 学識経験者の中から学長が委嘱した者 若干名

2 委員長は、学長とする。

3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

4 委員会には、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が指名し、委員会の了承を得る。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱された日から2年間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（北里大学点検・評価室との連携）

第6条 委員会は、第2条に定める事項について、各学部、委員会及び事務組織等の対応に関する説明及び連絡調整を行い、実効性のある自己改善と向上のサイクルを確立するため、北里大学点検・評価室（以下「点検・評価室」という。）と有機的な連携を図る。

2 点検・評価室の構成及び運営等については、別に定める。

（外部評価委員会）

第7条 委員会は、本学の自己点検・評価活動の適切性を検証するため、全学委員会の下に外部評価委員会を置くことができる。外部評価委員会の構成及び運用等については別に定める。

（事務局）

第8条 委員会の事務は、点検・評価室事務室が担当する。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、学部長会及び大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（北学総第29-690号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則（北学総第2019-04967号）

この規程は、2019年8月1日から施行する。